

# 太田市保育施設入園のご案内

入園のご案内は必ず全て読んでね！  
太田市LINE公式アカウントを下のQRコードから  
「友だち登録」してね！

～ もくじ ～



太田市LINE

※事前に見学を行い、保育内容等確認し、P2の申込みにおける注意事項をよくご確認のうえ、お申し込みください。  
なお、見学日時は直接各施設にご相談願います。

●問合せ先●

太田市役所 福祉こども部  
こども課 入園児童係  
(本庁舎3階)

通常受付時間

8時30分～17時15分（平日）

〒373-8718

太田市浜町2番35号

電話 0276-47-1943

FAX 0276-47-1880

## こども課からのおねがい

新型コロナウイルス感染症対策として、以下のことにご協力ください。

- 特別な事情がない限り、ご本人様以外のご同行はご遠慮ください。
- 申込にお越しの際は、必ずマスクを着用してください。
- 発熱や咳等体調のすぐれない方は、受付期間内で日を改めてお越しください。
- 受付時に検温する場合あり。  
37.5℃以上の方は日を改めていただく場合があります。

特定保育施設・特定地域型保育事業者一覧表	1
<b>第1章 入園の手続き</b>	
特定保育施設等とは？	2
入所申込ができる基本的な要件について	2
申込における注意事項について	2
教育・保育給付認定について	2
令和5年度入園申込み受付について	3
→ 当初申込（4月入園）	3
（育休明けによる年度途中の入園を含む）	
→ 随時申込（5月以降の入園申込）	4
転園の申込について	4
令和5年度のクラス編成について	4
入園申込時の提出書類について	5・6
資料 申請書記入例	7・8・9・10
入園日・退園日について	11
0歳児クラスの受入開始日齢・月齢	11
入園決定について	11
入園決定辞退について	11
広域（管外）保育について	11
<b>第2章 入園決定後の手続き</b>	
利用者負担額（保育料）や副食費の徴収有無について	12
第3子以降の子どもの利用者負担額免除（減免）について	12
給食費の助成について	12
利用者負担額（保育料）の納入方法について	13
保育の実施の解除について	13
<b>第3章 変更の手続き</b>	
次の場合は申込中・入園中を問わず必ず届出を！	14
<b>第4章 その他の保育サービス</b>	
一時保育・休日保育について	15
病後児保育について	15
その他の保育施設について	16
ファミリー・サポート・センターについて	16
ママヘルプ事業	16
参考 令和4年度太田市利用者負担額表	17
様式 保育料多子軽減に伴う在園・在所証明書	18
様式 委任状	18
参考 保育所・認定こども園・幼稚園 MAP	19

市内保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業所一覧

2023.4.1現在

	地区	施設名	住所	電話番号	利用定員	利用定員内訳		受入年齢	教育標準時間	平日開所		土曜日開所		申請場所
						1号	2・3号			開始	終了	開始	終了	
保育園	太田	浜町保育園	浜町25-4	45-2809	100		100			7:00	19:00	7:00	18:00	太田市役所こども課（本庁舎3階）
	九合	飯田保育園	飯田町904	45-8223	130		130			7:15	19:00	7:15	18:15	
	九合	つくし保育園	東別所町410	45-0300	120		120			7:30	19:00	7:30	18:30	
	沢野	太田南保育園	高林南町774	38-1539	70		70			7:15	18:45	7:15	18:15	
	沢野	太田杉の子保育園	高林北町2097-1	38-0371	120		120			7:15	18:50	7:15	18:15	
	休泊	休泊保育園	龍舞町1925-3	45-3832	220		220			7:00	19:00	7:00	18:00	
	葦川	熊野保育園	熊野町23-21	22-6015	110		110			7:20	18:50	7:20	18:20	
	葦川	こぼと保育園	台之郷町1694	25-8130	110		110			7:00	19:00	7:00	18:00	
	宝泉	由良保育園	由良町91-3	31-8393	150		150			7:20	19:20	8:30	18:30	
	宝泉	ゆりかご保育園	中根町502-1	31-0826	130		130			7:00	19:00	7:00	18:00	
	宝泉	しらかば保育園	新道町52	31-2457	120		120			7:30	19:00	7:30	18:30	
	宝泉	宝泉保育園	沖野町77-1	31-3160	135		135			7:30	19:00	7:30	18:30	
	宝泉	ふじあく保育園	藤阿久町481-1	31-5700	70		70			7:00	19:00	7:00	18:00	
	鳥之郷	大島保育園	大島町675-4	25-4881	90		90			7:00	19:00	7:00	18:00	
	尾島	おじま第一保育園	亀岡町240-1	52-0519	130		130			7:00	19:00	7:30	18:30	
	尾島	おじま第二保育園	粕川町77	52-0297	70		70			7:30	18:30	7:30	18:30	
尾島	おじま第三保育園	堀口町206-5	52-3981	70		70			7:30	18:30	7:30	18:30		
生品	生品保育園	新田市野井町135-3	57-0113	180		180			7:30	19:00	7:30	18:30		
藪塚西部	大原保育園	大原町1283	0277-78-2105	60		60			7:00	18:30	7:00	18:30		
藪塚西部	大原西保育園	大原町1777	0277-78-5580	80		80			7:00	18:30	7:00	18:00		
藪塚東部	樟の木保育園	藪塚町2917-2	0277-78-3716	130		130			7:00	18:30	7:30	18:30		
木崎	木崎あおぞら保育園	新田中江田町985	56-2549	140		140			7:30	19:00	7:30	18:30		
認定こども園	九合	Kids Island うちがしま	内ヶ島町1012番地1	45-6687	120	15	105	0歳から	9:00~13:00	7:00	18:30	7:00	18:00	太田市役所こども課（本庁舎3階） ※1号は施設へ直接申請
	沢野	太田愛育こども園	下浜田町768-1	46-3926	135	15	120		9:00~13:00	7:10	19:00	7:25	18:25	
	沢野	末広こども園	末広町543-5	38-1830	165	15	150		8:30~15:30	7:20	18:50	7:30	18:30	
	沢野	牛沢こども園	牛沢町1077-1	38-4253	135	15	120		8:30~15:00	7:15	18:45	7:15	18:15	
	葦川	太田東保育園	東長岡町1407-5	25-1258	165	15	150		8:30~13:30	7:15	19:00	7:15	18:15	
	葦川	葦川こども園	台之郷町845	48-1338	185	15	170		8:30~13:30	7:00	19:00	7:00	18:00	
	葦川	認定こども園こまどり	石原町1038	45-3466	115	15	100		8:30~13:30	7:30	19:00	7:00	18:00	
	強戸	強戸こども園	寺井町695-5	57-6423	185	15	170		9:00~13:00	7:00	19:00	7:30	18:30	
	鳥之郷	とりやまこども園	鳥山中町1074-5	25-4079	240	15	225		9:00~13:00	7:00	19:00	7:00	18:00	
	鳥之郷	鶴生田こども園	鶴生田町401-1	25-5947	135	15	120		9:00~13:00	7:15	18:45	7:15	18:15	
	鳥之郷	にしのりこども園	新野町843-8	31-2003	115	15	100		10:00~14:00	7:00	19:00	7:00	18:00	
	毛里田	毛里田こども園	矢田堀町388-3	37-1138	105	15	90		8:30~15:30	7:00	19:00	7:30	18:30	
	毛里田	育実こども園	富若町530-1	25-1570	175	15	160		9:00~14:00	7:00	19:00	7:00	18:00	
	毛里田	あすなるこども園	只上町1647-6	37-5225	115	15	100		9:30~13:30	7:30	19:00	7:30	18:30	
	尾島	Little Village世良田の杜	世良田町3119-7	52-1035	275	15	260		9:00~15:00	7:00	19:30	7:15	18:15	
	綿打	わたうちこども園	新田上江田町767-1	56-7901	155	15	140		9:00~14:00	7:30	19:00	7:30	18:30	
	藪塚西部	大原南こども園	大原町110	0277-78-4455	165	15	150		8:30~12:30	7:30	19:00	7:30	18:30	
	藪塚東部	藪塚本町保育園	藪塚町1578	0277-78-4226	262	15	247		9:00~15:15	7:00	18:30	7:00	18:00	
	藪塚東部	なかはらこども園	藪塚町2158-5	0277-78-4748	125	15	110		9:00~13:00	7:00	18:30	7:00	18:00	
	幼稚園	九合	東別所幼稚園	飯塚町1113番地9	45-2505	240	140	100	1歳から	10:00~14:00	7:30	18:30	7:30	
沢野		いなり幼稚園	細谷町22-1	31-7500	270	130	140		8:30~14:00	7:30	18:30	7:30	15:00	
宝泉		新明幼稚園	由良町1829-5	32-2368	90	60	30		10:00~14:00	7:30	18:30	7:30	18:30	
鳥之郷		金山幼稚園	鳥山上町1633	37-0602	150	60	90		9:30~14:00	7:30	18:30	7:30	18:30	
藪塚東部		スマイル幼稚園	藪塚町1745番地3	0277-78-2446	110	70	40		10:00~14:00	7:30	18:30	7:30	14:00	
九合		なかよし幼稚園	新島町688	45-4994	140	80	60	1歳児から	8:30~14:30	7:30	18:30	8:30	16:30	
葦川		台之郷こども園	台之郷町535	45-8161	140	70	70		9:00~14:30	7:30	18:30	8:00	16:00	
宝泉		宝泉北幼稚園	別所町388-2	32-0424	170	100	70		10:00~14:30	7:30	18:30	7:30	18:30	
木崎		きざきまち幼稚園	新田木崎町1391-2	56-5188	160	100	60		8:30~14:30	7:30	19:00	7:30	15:00	
休泊		若葉幼稚園	下小林町677	45-7365	290	180	110	(2歳児から)	9:20~14:30	7:00	18:30	8:00	16:00	
毛里田		太田いずみ幼稚園	東今泉町801-1	37-3245	130	60	70		10:00~14:30	7:30	18:30	8:30	17:30	
生品		認定こども園 生品の風	新田村田町995	57-1076	60	50	10		9:00~14:00	7:30	18:30	7:30	18:30	
綿打		認定こども園 わたっこ	新田上田中町825	57-0571	60	50	10		9:00~14:00	7:30	18:30	7:30	18:30	
幼稚園型		九合	ひかり幼稚園	新井町556-1	45-7134	160	120	40	満3歳から	8:30~14:30	7:30	18:30	7:30	13:30
地方裁量型	宝泉	第二ひかり幼稚園	宝町148	32-2466	180	130	50		8:30~14:30	7:30	18:30	7:30	13:30	
九合	みその幼児園	新井町318	45-1222	40	10	30	0歳から	10:00~14:00	8:00	19:00	8:00	19:00		
沢野	アプリコット保育園	高林南町239-1	55-1625	39	9	30		8:30~15:30	7:00	18:30	8:00	16:00		
毛里田	ぼぶら	只上町1665-5	37-7781	35	5	30		9:00~13:00	7:00	19:00	7:30	18:00		
木崎	めだか保育園	新田木崎町1691-1	56-7510	39	9	30		9:00~15:00	7:00	19:00	7:00	18:00		
小規模保育事業B型	藪塚東部	とりのはね保育園	藪塚町3949-1	0277-51-6212	15	0	15			7:00	19:00	8:00	16:00	
幼稚園	強戸	太田仁愛幼稚園	成塚町512-2	37-1723	105	105		満3歳から	9:30~15:00	8:00	18:00		※要相談	
	沢野	南幼稚園	高林西町474-7	38-1980	140	140			10:00~14:00	7:30	18:00			
	太田	三宝幼稚園	本町22-6	22-7061	30	30		5歳児	9:00~14:00	8:00	18:00			
公立幼稚園	藪塚	藪塚本町南幼稚園	大原町2201-1	0277-78-6089	100	100		満3歳から	8:30~14:00	8:30	16:00			

※上記一覧表のうち藪塚本町南幼稚園以外の施設は全て「私立」です。施設の名称・住所・定員・開所時間等は変更になることがあります。

※土曜日の保育については、園の運営（給食準備や保育士確保等）に配慮いただき、保護者全員が家庭で保育できない場合に利用していただきますようお願いいたします。

※認定こども園については、受け入れ可能な歳児が施設により異なりますので、直接施設へ確認してください。

※小規模保育事業施設は、0~2歳児を対象とする施設です。

※施設の見学は、各施設で随時受け付けています。各施設へ事前に連絡のうえ見学してください。

※保育園・保育園由来の認定こども園については市で選考します。それ以外の施設については各施設へ直接お申し込みください。

# 第1章 入園の手続き

## 特定保育施設・特定地域型保育事業者（特定保育施設等）とは？

特定保育施設とは、保育士の数や施設の設備など法律等で定める一定基準を満たし、市が施設型給付費の支給に係る施設として確認する保育施設です。特定地域型保育事業者とは、保育士の数や施設の設備など条例等で定める一定基準を満たし、市が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者です。

保育施設は、国の基準に応じた定員があり、希望者が定員を超える場合は、入園選考が行われます。選考では、申込書類で確認できる世帯の状況に基づき、保育の「実施指数」を算定し、指数の高い順に入園者を決定します。

保育施設の利用を希望する方は、「保育の必要性」について認定を受ける必要があります。保育施設利用の申し込みを行うと、教育・保育給付認定の申請も同時に行われたことになります。

## 入所申込ができる基本的な要件について

次の1～3すべてに該当する場合に申し込みが可能です。

- 1 保護者・申し込み児童が太田市に居住し、住民登録をしていること。
- 2 概ね生後9週目以降の児童で、保育施設での集団生活に支障のないこと。
- 3 保育給付認定の場合、保護者すべてが家庭外での児童の保育が必要であること。(月64時間以上が最低条件)

## 申込における注意事項について

- ① 児童に歩行や言語などの発育の遅れ、疾病、アレルギー等があると思われる場合は、申し込み前に集団保育の可否などについて保育施設との面接・相談が必要です。申し込みの際は面接・相談後に保育施設の承諾を得たうえで記入してください。  
※保育施設は障がい等のリハビリ等を目的とした養護施設ではありません。ご理解をお願いします。
- ② お子さんが保育施設で集団生活を過ごすには、徐々に慣れる時間が必要なため、入所当初の一定期間は保育時間が短くなります。慣らし保育の期間は保育施設によって異なりますので、期間については直接保育施設へお問い合わせください。
- ③ 育児休業取得対象者の入園は、原則、育児休業が終了する月の初日からとなりますが、育児休業終了日が、当該月13日以前の場合(就労開始日が14日以前)は、育児休業が終了する前月からの入所も可能です(利用者負担額(保育料)は入園した月から発生します)。保育施設は「慣らし保育(2週間程度)」が必要となるためです。

## 教育・保育給付認定について

下記のとおり3つの認定区分があります。

年齢	認定区分	対象	該当施設	備考
3歳以上	1号認定	教育を希望される場合	幼稚園・認定こども園	各施設へ直接申込
	2号認定	保護者すべてが 保育の必要な事由に該当し、 保育園等での保育を希望する場合	保育園・認定こども園	保育の必要量により 「保育標準時間」「保育短時間」 に区分されます。
3歳未満	3号認定		保育園、認定こども園 小規模保育事業施設	

※保護者すべてが保育の必要な状態でも1号認定を受け、幼稚園や認定こども園(教育部分)の利用も可能です。  
※3号認定の児童が3歳の誕生日を迎えた際には自動的に2号認定に切り替わり、新しい支給認定証を送付します。

### 【保育の必要性の認定基準】

児童の保護者いずれもが次に示す保育の必要な事由に該当する必要があります。

①	就 労	: 児童と離れて家事以外の仕事を月64時間以上している(自営・農業・内職等含む)
②	求職活動中※	: 求職活動をしている(起業準備を含む)(通園できる期間は3か月間)
③	妊娠・出産	: 入園希望月現在、これから出産する・出産して間もない(産前8週・産後8週)
④	疾病・障がい	: 肉体的・精神的に疾病・障がいを有している
⑤	介護・看護	: 病人や心身障がい者を月64時間以上介護・看護している
⑥	就 学	: 卒業後の就労を前提とした学校に月64時間以上通学していること(職業訓練含む)
⑦	災害復旧	: 震災、風水害、火災等の復旧作業をしている
⑧	虐待・DV	: 虐待・DVのおそれがある
⑨	その他	: 上記に類する特別な状態

※再び求職活動を理由とした期間延長はできません。継続して通園するには、求職活動以外の保育の必要性の認定が必要です。



## 【保育の必要量】

保育が必要な事由および就労等の状況に応じて下記のとおり2つの区分に分類されます。

区分	利用可能な量	保育が必要な事由
保育標準時間	1日最長11時間	就労・就学・介護看護（1ヶ月当たりの就労等の時間が120時間以上）、 疾病障がい、妊娠出産、災害復旧、虐待DV
保育短時間	1日最長8時間	就労・就学・介護看護（1ヶ月当たりの就労等の時間が64時間以上 120時間未満）、求職活動、継続利用の育児休業

- ※ 必ずしも最長の時間が利用できるわけではなく、保育が必要な時間でのご利用になります。
- ※ 各施設の保育時間の詳細は各施設やP.1「特定保育施設・特定地域型保育事業者一覧表」等でご確認ください。
- ※ 保育標準時間は、各施設が定める開所開始時間から最長11時間利用可能です。それを超える部分は延長料金がかかります。
- ※ 保育短時間は、各施設が定める時間で最長8時間利用可能です。それを超える部分は延長料金がかかります。ただし、①勤務時間等により施設が設定する保育短時間の時間を、常態として超えて保育が必要な場合、②シフト制の勤務体系などにより、主な勤務時間の最も早い勤務開始時間と最も遅い勤務終了時間の差が8時間以上ある場合は、保育標準時間とできる場合がありますのでご相談ください。なお、勤務状況は就労証明書により確認します。
- ※ 各施設が定める8時間については、由良・生品・藪塚本町・大原・樟の木保育園及びわたうちこども園は「8時～16時」、大原西保育園は「8時15分～16時15分」、その他の保育施設は「8時30分～16時30分」です。  
(上記時間については変更になる場合があります)。

## 令和5年度の特定保育施設等入園の申込み受付について

### 【申込場所】

- ・市内保育園（保育園由来の認定こども園を含む）  
  - 当初入園申込・・・P.3「当初入園・随時入園の申込受付期間【当初申込】」の表に記載
  - 随時入園申込・・・太田市役所本庁舎3階こども課
- ・市内の認定こども園(保育園由来の認定こども園を除く)、小規模保育事業施設・・・各施設
- ・特別な事情により太田市以外の市町村の特定保育施設等を希望する場合(広域保育)は、太田市役所こども課へ事前に相談の上、申し込みを行ってください。(P.11「広域(管外)保育について」参照)

### 【申込受付における注意事項】

- ・入園の決定は、申込順ではありません。保育の必要性の高い児童から決定となります。(選考入所)
- ・出生予定児童の特定保育施設等への入園の申込みは出来ません。出生届を提出してからの受付となります。
- ・入園申込において、転園が決定した場合の取り下げはできません。お子さんが納得しない、転園先で延長保育が受けられない等、いかなる理由があっても元の園には戻れません。(詳しくはP.4「転園の申込について」参照)
- ・入園申込における育児休業とは育児・介護休業法による育児休業のことを言います。
- ・同居親族等による保育が可能な場合、入園の優先度を調整する場合があります。

### 当初入園・随時入園の申込受付期間

※状況により変更になる場合があります。

### 【当初申込】 ※終了しました

- 申込できる人
  - ・令和5年4月入園希望者(令和5年3月末までに必ず転入する方を含む)
  - ・育児休業明けによる令和5年度途中の入園希望者(就労証明書に育児休業取得期間の記載がある方)(入園月はP.2「申込における注意事項について③」参照)
- ・当初入園申込書類は9月下旬頃から、こども課、市内各保育園(保育園由来の認定こども園を含む)で配布します。
- ・各施設の空き状況は、太田市LINE公式アカウントや電話で確認してください。第1次募集のみ広報おたにも掲載します。
- ・下記受付期間以外での令和5年4月の入園申込みはできません。(令和5年5月以降入所は随時入園で申込可能)

	申込受付期間 (申込受付時間) ※人数制限する場合あり	申込受付会場 ※変更になる場合あり
第1次募集	<del>令和4年10月17日(月)～令和4年10月27日(木)</del> (受付時間 9:00～11:00、13:00～16:00)	<del>本庁舎大会議室 (本庁舎3階)</del>
第2次募集	令和5年2月1日(水)～令和5年2月10日(金) (受付時間 8:30～17:15)	こども課(本庁舎3階)

## 【随時申込】

○申込できる人 ・ 令和5年度5月以降の年度途中の入園希望者

- ・ 下記受付期間中に、こども課へ申し込みをしてください（毎月〆切日までの書類を審査します）。
- ・ 各施設の空き状況は申込受付期間初日に公表します。太田市 LINE 公式アカウントや電話で確認してください。
- ・ 育児休業明けによる入園希望者は、5ヵ月前の入園月の申込受付期間から申込みができます。

例：12月入園希望者 7月入園の申込受付期間（6月1日～6月9日）から毎月申込みが可能

令和5年度5月以降の入園申込受付期間		
入園希望月	① 申込受付期間：毎月10日〆切 (10日が土日・祝日の場合は、直前の平日)	※育児休業取得対象者 申込受付（書類提出）開始日 受付は左記①の期間のみ可能
2023年 5月	4月 3日（月）～ 4月10日（月）	4月3日（月）
6月	5月 1日（月）～ 5月10日（水）	4月3日（月）
7月	6月 1日（木）～ 6月 9日（金）	4月3日（月）
8月	7月 3日（月）～ 7月10日（月）	4月3日（月）
9月	8月 1日（火）～ 8月10日（木）	4月3日（月）
10月	9月 1日（金）～ 9月 8日（金）	4月3日（月）
11月	10月 2日（月）～ 10月10日（火）	5月1日（月）
12月	11月 1日（水）～ 11月10日（金）	6月1日（木）
2024年 1月	12月 1日（金）～ 12月 8日（金）	7月3日（月）
2月	1月 4日（木）～ 1月10日（水）	8月1日（火）
3月	2月 1日（木）～ 2月 9日（金）	9月1日（金）

※申込される方はP.2「申込における注意事項について」とP.3「令和5年度の特定保育施設等入園の申込み受付について【申込受付における注意事項】」を必ずご確認ください。

## 転園の申込について

- ① 育児休業中の転園の申し込みはできません。
- ② 転園が決定した場合、在園中の保育施設には、転園が決定した段階で次に入園する方を案内しているため、いかなる理由があっても戻れません。当初申込は申込年度の3月末、随時申込は入園決定月の前月末で退園となります。そのため、転園の申込される方には、ご理解いただいていることの確認のため退園届を必ず記入していただきます。なお、転園が決定しない場合の退園届は無効となります。
- ③ 転園が決定した場合、転園のため退園となる件について在園中の保育施設にこども課より周知しますが、保護者様からも退園の意思を必ず伝えてください。
- ④ 太田市内の保育園については、記入した退園届にて退園手続きとなります。保育園以外の施設については、施設が指定する退園手続きが必要となりますので、必ず在園中の保育施設にて退園の手続きを行ってください。
- ⑤ 転園の決定を辞退する場合は、辞退手続きをすることになりますが、その場合も在園中の保育施設には戻れません。戻りたい場合は改めて利用申し込みをしていただき、選考をすることになりますのでご注意願います。

## 令和5年度のクラス編成について

令和5年4月1日現在の年齢でクラスが決まります。申込時点でクラス年齢に達していても、入園は基準日（4月1日）のクラスになります。なお、令和5年度は下記のとおりです。

## 【令和5年度保育施設入園児童年齢早見表】

クラス	生 年 月 日	卒園年月日（小学校就学前）
0 歳 児	R 5（2023）. 4. 2～	R 12（2030）. 3. 31
0 歳 児	R 4（2022）. 4. 2～ R 5. 4. 1	R 11（2029）. 3. 31
1 歳 児	R 3（2021）. 4. 2～ R 4. 4. 1	R 10（2028）. 3. 31
2 歳 児	R 2（2020）. 4. 2～ R 3. 4. 1	R 9（2027）. 3. 31
3 歳 児	H 31（2019）. 4. 2～ R 2. 4. 1	R 8（2026）. 3. 31
4 歳 児	H 30（2018）. 4. 2～ H 31. 4. 1	R 7（2025）. 3. 31
5 歳 児	H 29（2017）. 4. 2～ H 30. 4. 1	R 6（2024）. 3. 31

## 入園申込時の提出書類について

入園申込に必要な書類をすべて揃え、入園希望月の申込〆切日までに提出してください。〆切日までに提出がない場合は、認定・利用調整の対象になりません。

また、状況により、再提出や追加書類が必要になる場合がありますので、期間に余裕をもって提出してください。

※提出された書類はお返しできません。必要に応じて、提出前にコピーをお取りください。

※提出書類すべてに、消えるボールペンや鉛筆、修正液等の利用はできません。

### (1) 教育・保育給付認定申請書・太田市保育施設利用申込書（保育児童台帳）

児童1人につき1枚必要です。

記入内容や添付書類により入園の審査・選考を行います。保育の必要性・保育時間等を市が認定し、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証」を交付し、交付された支給認定証に応じて施設の利用ができます。

記入漏れや添付書類漏れは入園の審査・選考に不利になることがありますので漏れや不足のないようにしてください。

### (2) 保育の必要性を証明する書類

保護者すべての方の分が必要です。

提出書類のうち証明書や申立書は、3か月以内に記入したものをご提出ください。

保育の必要性		提出書類 ※(B)～(H)は市指定様式になります。
就労等	就労されている方 (就労予定者を含む)	就労先事業所が作成した就労証明書 (B) ※育児休業明け入園希望者は、「13. 育児休業の取得(予定)期間」に記載のあるものを提出してください。
	内職	
	個人事業主	事業主が記載した就労証明書 (B) ※確定申告をしていない方は、税務署に提出する「開業届」若しくは「収支内訳書」又は「業務委託契約書」の写し等を添付してください。
	個人農業者	事業主が記載した就労証明書 (B) ※確定申告をしていない方は、税務署に提出する「開業届」若しくは「収支内訳書」又は「出荷伝票」や「納品書」の写し等を添付してください。
	求職活動 (起業準備を含む)	求職要件に関する申立書 (C)
妊娠・ 出産	出産予定の方	妊婦一般健康診査受診票の写し
	出産した方	母子手帳の出生届出済証明のページの写し
疾病・ 障がい	疾病・負傷	診断書 (D) ※保育不可能期間の記載があるものを提出してください。
	心身障害	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか写し [等級がわかるように]
介護・ 看護	介護	申立書 (F) 及び身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証 (要介護認定) のいずれか写し
	看護	申立書 (F) 及び診断書 (G)
就学	就学	在学証明書 (H)、学生証の写し、講座の受講証の写しのいずれか及び時間割等のスケジュール
災害 復旧	災害復旧	り災証明書
その他	DVや虐待等	公的機関が発行する証明等

※入園後の家庭状況調査時（8月頃実施予定）にも提出していただきます。

### (3) マイナンバー記入用紙

マイナンバー記入用紙に、保護者、申込児童、同居の家族すべてのマイナンバーを記入し提出してください。申込時に本人確認等を行いますので下記のとおり書類をお持ちください。

#### 【保護者が直接申込書を提出する場合】

こども課窓口に申し込みに来た保護者の下記①・②の書類をお持ちください。

#### 【保護者以外の方が申込書を提出する場合】

保護者どちらかの下記①・②の書類をマイナンバー記入用紙の裏面に貼付し、封筒に入れ密封してください。代理人は下記③の書類と上記封筒をお持ちください。

※詳細はマイナンバー記入用紙の裏面を確認してください。

①	マイナンバー確認書類 ※右記からいずれか1つ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード</li> <li>・通知カード</li> <li>・個人番号が記載されている住民票の写し</li> </ul>
②	保護者の本人確認書類	<b>【顔写真付の証明書の場合】</b> ※以下からいずれか1つ <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード</li> <li>・運転免許証</li> <li>・パスポート</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・在留カード 等</li> </ul>
③	代理人の本人確認書類	<b>【顔写真付ではない証明書の場合】</b> ※以下からいずれか2つ <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険証</li> <li>・診察券</li> <li>・キャッシュカード</li> <li>・年金手帳</li> <li>・学生証 等</li> </ul>

### (4) 該当する場合のみ必要な書類

区分	提出書類
転園の申し込みをする場合	退所（園）届
保護者・申込児童が外国籍の場合	在留カードの両面の写し
障がい児（者）のいる世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか写し
代理人が申込書を提出する場合	委任状（様式は、18ページにあります。）
就学前兄弟が障がい者施設等（※1）に入園している場合	保育料多子軽減に伴う在園・在所証明書（太田市保育施設申込用） （様式は、18ページにあります。）
生活保護受給者	生活保護受給者証の写し
<b>【令和5年4月～8月に在園する場合】</b> 令和4年1月1日に太田市に住民登録がない方の内、マイナンバー記入用紙を提出しない方、又はマイナンバーによる照会に同意しない方	令和4年度 所得・課税証明書、非課税証明書 等 ※市町村民税額及び収入額、控除等の記載があるもの  証明書取得先：令和4年1月1日に住民登録があった市区町村
<b>【令和5年9月～令和6年8月に在園する場合】</b> 令和5年1月1日に太田市に住民登録がない方の内、マイナンバー記入用紙を提出しない方、又はマイナンバーによる照会に同意しない方	令和5年度 所得・課税証明書、非課税証明書 等 ※市町村民税額及び収入額、控除等の記載があるもの  証明書取得先：令和5年1月1日に住民登録があった市区町村 ※令和5年度の証明書の発行時期（令和5年6月頃）は各自治体によって異なります。詳しくは、証明書取得先の自治体へお問い合わせください。 ※発行時期前の申し込みの場合は、発行時期が来ましたら速やかに提出してください。

（※1）特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部への入所、児童発達支援（ひまわり学園・シュシュ・こどもサポートきらり等）、医療型児童発達支援を利用している場合



【当初申込・随時申込 申請書記入例】

教育・保育給付認定申請書・太田市保育施設利用申込書（保育児童台帳）

(宛先) 太田市長  
(宛先) 太田市福祉事務所長

認定証No.	職員記入欄	
新規	1次 2次	管内・管外
	管内	管外

(1面)

〇〇年 〇月 〇日

※必要事項を記入し、該当する項目に☑してください。

※1 ※2 保護者（申請者）	フリガナ	オオタ ハナコ		
	氏名（自署）	太田 花子		
	現住所	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 太田市〇〇〇町〇-〇		
	生年月日	〇〇・4・2	児童との続柄	母
	入園年の前年1月1日の住所	□市内 □市外( 群馬県伊勢崎市 )		
	入園年1月1日の住所	□市内 □市外( )		
	※ 市外チャックの場合、都道府県及び市区町村名を( )内に記入してください。			
	就労のみ	勤務先	(株) 〇〇〇〇	
		通勤時間	往復	時間 分
		市内転入予定	太田市	
	転入予定日	年 月 日		
※ 4月当初入園申込み用（前年度3月31日までに転入確定しない場合は、利用予定が無効となります。） 4月当初入園以外の随時転入前申込みは、広域要件がある場合のみ、広域受託申込み（現住所市区町村を通じての申込み）となります。				
※3 保 申請者の配偶者	フリガナ	オオタ タロウ		
	氏名	太田 太郎		
	現住所	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 □申請者と同じ 東京都品川区〇-〇-〇-〇〇〇		
	生年月日	〇〇・2・1	児童との続柄	父
	入園年の前年1月1日の住所	□市内 □市外( 群馬県伊勢崎市 )		
	入園年1月1日の住所	□市内 □市外( 東京都品川区 )		
	※ 市外チャックの場合、都道府県及び市区町村名を( )内に記入してください。			
	就労のみ	勤務先	(株) 〇〇〇〇〇〇	
		通勤時間	往復	時間 30 分

申 込 児 童	フリガナ	オオタ イチロウ		
	氏名	太田 一郎		
	入園年度 〇年4月1日 時点の年齢	0	生年月日	〇・7・2
	性別	☑男 □女		
	手帳の取得状況	☑無 □身体障害者手帳 □療育手帳 □精神障害者福祉手帳		
	※手帳有の場合 ( )級・区分			
	希望施設名称		見学済み	
	第1希望	〇〇〇園	☑	
	第2希望	△△△園	☑	
	第3希望	□□□園	☑	

注：入所希望施設は必ず見学の上、見学済みをチェックし、申込みを行ってください。チェック無しの場合は、見学後の申込みとなりますので、期間内の受付ができないことがあります。ご注意ください。また、第2希望以下がない場合は、「なし」と記載してください。

保育希望の有無	
☑有	⇒ 保育園・認定こども園(保育認定)・小規模保育施設等申込み
□無	⇒ 幼稚園・認定こども園(教育認定)申込み
教育・保育給付認定期間	始期 〇〇年 〇月 1日 から
	終期 ☑ 小学校就学前まで
	□ 年 月 日まで

注：教育・保育給付認定期間の終期は、保育認定の場合、保育を要する理由により異なります。なお、保育認定でなく教育認定の場合は、小学校就学前までとなります。

日中の連絡先 (連絡の取れる順) ※優先順に①～③ 全て記載	①	090 - 1234 - 5678
	□父携帯	☑母携帯 □祖父携帯 □祖母携帯 □( )
	②	080 - 1234 - 5678
	☑父携帯 □母携帯 □祖父携帯 □祖母携帯 □( )	
	③	070 - 1234 - 5678
	□父携帯 □母携帯 □祖父携帯 ☑祖母携帯 □( )	

祖父母の状況（申込児童の祖父母の状況を記入し、該当する項目に☑してください。）

	氏名	生年月日	同居状況	住所(非同居のみ記載)	職業	特記状況
父方	祖父	.	□非同居 □同居			□障がいあり □病弱 □死亡 ☑所在不明
	祖母	太田 ふみ	□非同居 ☑同居		無職	☑障がいあり □病弱 □死亡 □所在不明
母方	祖父	金山 一男	☑非同居 □同居	太田市〇〇町〇-〇	パート	□障がいあり ☑病弱 □死亡 □所在不明
	祖母	金山 みどり	☑非同居 □同居	同上	会社員	□障がいあり □病弱 □死亡 □所在不明

世帯の状況（申込児童並びにその保護者及び祖父母を除き、申込児童と同居する家族を全員記入し、該当する項目に☑してください。）

児童の世帯員	氏名	生年月日	性別	児童との続柄	障がい手帳の有無	勤務先、学校名	備考
	太田 さくら	〇〇・5・1	□男 ☑女	姉	□有 ☑無	〇〇小学校	
	.	.	□男 □女		□有 □無		
	.	.	□男 □女		□有 □無		
	.	.	□男 □女		□有 □無		

- ※1 太田市に住民登録がある保護者を保護者（申請者）に記入してください。
- ※2 父・母いずれでも構いませんが、きょうだいで保護者（申請者）を統一してください。既にきょうだい児が入園している場合は、在園児の保護者（申請者）に合わせます。
- ※3 父・母が同一住所の場合は、「申請者と同じ」にチェックしてください。
- ※4 申込児童が障害者手帳等をお持ちの場合は、該当する手帳の種類にチェックし、手帳の写しを添付してください。
- ※5 希望施設は第3希望まで記入できます。希望したすべての施設に入園する意思があるとみなして希望順位に従って選考します。なお、第3希望まで記入した人に限り、記入した施設に決まらなかった場合は第4希望のご案内をします。
- ※6 認定期間の始期は必ず「1日」になります。
- ※7 認定期間の終期は保育を要する理由により異なります。(例) 求職活動…3か月間、就労…小学校就学前まで
- ※8 祖父母の状況により入園の優先度を調整する場合がありますので、漏れのないように記入してください。
- ※9 同居の祖父母で障害者手帳等をお持ちの方がいる場合は、「障がいあり」にチェックし、手帳の写しを添付してください。
- ※10 同居する家族に障害者手帳等をお持ちの方がいる場合は、該当者の障がい手帳の有無の「有」にチェックし、手帳の写しを添付してください。



父母の状況(該当する項目に☑し、必要事項を記入してください。)

※11 障害者手帳の取得状況	父	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	<input type="checkbox"/> 療育手帳	<input type="checkbox"/> 精神障害者福祉手帳	手帳有の場合( )級・区分	
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	<input type="checkbox"/> 療育手帳	<input type="checkbox"/> 精神障害者福祉手帳	手帳有の場合( )級・区分	
妊娠(出産予定)		<input checked="" type="checkbox"/> 妊娠していない	<input type="checkbox"/> 妊娠している	(予定日 年 月 日 予定)			
不存在	父	<input checked="" type="checkbox"/> 生存	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 離婚	<input type="checkbox"/> 未婚	<input type="checkbox"/> 所在不明	<input type="checkbox"/> その他( )
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 生存	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 離婚	<input type="checkbox"/> 未婚	<input type="checkbox"/> 所在不明	<input type="checkbox"/> その他( )
医療母子認定の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 認定なし	<input type="checkbox"/> 認定あり( )	年 月 日 認定)		<input type="checkbox"/> 申請中	
児童扶養手当の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 受けていない	<input type="checkbox"/> 受けている( )	年 月 日 開始)		<input type="checkbox"/> 申請中	
生活保護の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 受けていない	<input type="checkbox"/> 受けている( )	年 月 日 開始)		<input type="checkbox"/> 申請中	

※太枠内は保育希望が有りの場合、記入してください。

保育を要する理由	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 求職	<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> 介護・看護	<input type="checkbox"/> 疾病・障害	<input type="checkbox"/> 虐待・DV	<input type="checkbox"/> その他( )
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 求職	<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> 介護・看護	<input type="checkbox"/> 疾病・障害	<input type="checkbox"/> 虐待・DV	<input type="checkbox"/> 出産・産休
必要となる認定	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間(1日最長11時間利用)	⇒ 月120時間以上の就労(就学・介護・看護)、疾病・障害、妊娠・出産及び虐待・DVの場合						
	<input type="checkbox"/> 保育短時間(1日最長8時間利用)	⇒ 月120時間未満64時間以上の就労(就学・介護・看護)及び求職活動の場合並びに標準時間認定でも可能だが短時間認定を希望する場合						

※12 保育利用希望時間	平日	8時00分から	16時45分まで
	土曜日	時 分から	時 分まで

各施設が定める8時間  
由良・わたうち・わたっこ・生品・生品の風・数塚本町・大原・権の木は、8:00-16:00。  
大原西は、8:15-16:15。みその・金山は、9:00-17:00。  
その他施設は、8:30-16:30。

注:希望利用時間と希望施設等の利用時間は異なります。必ずしも希望利用時間で利用できるとは限りません。

申込児童の状況(該当する項目に☑し、必要事項を記入してください。)

※太枠内は、保育希望が有りの場合に記入してください。

※13 健康状態	検診の受診状況	<input type="checkbox"/> 受診していない	<input checked="" type="checkbox"/> 受診した(直近で受診した検診 歳 〇 ヵ月検診)
	慢性的な病気(アレルギー以外)のことで相談している病院	<input checked="" type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> ある(病名 病院名)
	上記病院への通院頻度	[ <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 回 ]	
	上記疾病の手術状況	[ <input type="checkbox"/> 予定なし <input type="checkbox"/> 実施済み( 年 月 ) <input type="checkbox"/> 予定あり( 年 月 頃 ) ]	
	定期的な服薬(アレルギー以外)	※「ある」の場合でも、保育施設での医療行為は原則不可となります。	
	<input checked="" type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> ある(薬名 服薬頻度 回/日)	
発達のことと相談している病院・施設	<input checked="" type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> ある(病院・施設名)	
上記施設への通院頻度	[ <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 回 ]		
保育施設の入所(園)に当たり、健康上又は発達上、気になることがあれば記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> ある( )	

※14 アレルギー	アレルギー	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> 検査していない	<input checked="" type="checkbox"/> ある[ <input checked="" type="checkbox"/> 食物 <input type="checkbox"/> 動物 <input type="checkbox"/> アトピー <input type="checkbox"/> その他[ ] ]
	制限している食品	<input type="checkbox"/> ない	<input checked="" type="checkbox"/> ある[ <input checked="" type="checkbox"/> 卵 <input checked="" type="checkbox"/> 乳 <input type="checkbox"/> 小麦粉 <input type="checkbox"/> 大豆 <input type="checkbox"/> 甲殻類 <input type="checkbox"/> そば <input type="checkbox"/> 落花生 <input type="checkbox"/> その他( ) ]	

※15 アレルギー	アレルギーに関する医師の診断	<input type="checkbox"/> ない	<input checked="" type="checkbox"/> ある[病院名 〇〇病院]
	定期的な服薬(アレルギー)	※「ある」の場合でも、保育施設での医療行為は原則不可となります。	
<input checked="" type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> ある(薬名 服薬頻度 回/日)		

※16 相談事項	保育施設入所(園)に当たり、上記の健康状態等以外に気になることがあれば記入してください。 ※宗教上制限のある食品がある場合も本欄に記入	<input checked="" type="checkbox"/> 特になし	<input type="checkbox"/> ある 詳細に記入すること。⇒ ( )
	入所希望施設に対する上記の健康状態、アレルギー及びその他の事項についての相談状況	<input type="checkbox"/> 相談事項該当なし	

※16 相談事項	<input checked="" type="checkbox"/> 第1希望施設 相談済み ( 〇 年 〇 月 〇 日 済み)	※希望施設へ相談をしていない場合、申込み受付ができない場合があります。施設により対応状況が異なるため、必ず全ての希望施設へ相談を行ってください。
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2希望施設 相談済み ( 〇 年 〇 月 〇 日 済み)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第3希望施設 相談済み ( 〇 年 〇 月 〇 日 済み)	

1. 太田市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(申請書に記載のある児童の同一生計者の情報を含む。)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額(保育料)について、入所決定した特定教育・保育施設等に対して通知すること。  
2. 申請書に記載した事項については、利用調整や教育保育の運営に必要と認められる場合に特定教育・保育施設等に提供すること。  
3. 施設型給付費・地域型保育給付費等は、保護者に代わり、利用する特定教育・保育施設等が受領すること。  
4. 次年度4月(育児休業明5月以降を含む。)利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請の結果については3月までにお知らせすること。  
5. 申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあること。

※17 同意事項	上のことに同意し、次のとおり施設型給付費・地域型施設給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。
	また、保育施設等への入所の場合については、記載内容のとおり申し込むとともに、利用する保育施設等に対し記載内容を提供することに同意します。

〇 年 〇 月 〇 日 申請者同意署名 太田 花子

- ※11 保護者が障害者手帳等をお持ちの場合は、該当する手帳の種類にチェックし、等級を記入してください。また、手帳の写しを添付してください。
- ※12 児童を保育施設へ預ける必要のある基本的な時間を記入してください。なお、実際の利用時間が希望時間と異なっても構いません。
- ※13 児童の病気や発達のことと相談している病院がある場合は、保育施設での面談が必要になることがあります。
- ※14 児童にアレルギーがある場合は、申込前に保育施設へ相談してください。対応可能と了承を得た場合のみ申し込みが可能です。
- ※15 宗教上制限のある食品がある場合や相談している病院はないが保育施設での生活で気になることがある場合は、申込前に保育施設へ相談してください。対応可能と了承を得た場合のみ申し込みが可能です。
- ※16 相談事項がある場合は、必ず相談し、了承を得た日を記入してください。保育施設への相談がない場合、申し込みの受付ができない場合があります。
- ※17 内容をご確認の上、同意された日の記入と自署にて署名をお願いいたします。

※保育状況欄は、保育希望が有りの場合に記入してください。

保育状況	現在の保育状況
	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者等が自宅・勤務先でみている。 <input type="checkbox"/> 保育施設に預けている。 [保育施設名 _____ ・入所(園)月 _____ 年 _____ 月 ] <input type="checkbox"/> その他( _____ )
入所(園)できない場合の保育状況	<input type="checkbox"/> 保護者等が自宅で保育する。 <input type="checkbox"/> 保護者等が勤務先でみる。 <input type="checkbox"/> 施設へ預ける。(施設名 _____ ) <input checked="" type="checkbox"/> 育児休業を延長する。( _____ 年 _____ 月 _____ 日まで) <input type="checkbox"/> その他( _____ )

※きょうだい同時申込み欄は、保育希望が有りの場合で、かつ、きょうだい同時申込みの場合に記入してください。

※18 きょうだい同時申込み	本申込み児童以外の同時申込み児童	①【きょうだい同時申込みにおける希望】	②も選択した場合は、a, b, c を選択してください。						
	<table border="1"> <tr> <th>児童名</th> <th>入園年度4/1時点の年齢</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	児童名		入園年度4/1時点の年齢					
児童名	入園年度4/1時点の年齢								
		②【きょうだいと同時に入所可能となった場合】							
		<input type="checkbox"/> 同じ施設であれば希望順位が低い施設でよい <input type="checkbox"/> きょうだい別施設でも希望順位を優先する							

※広域申込み欄は、保育希望が有りの場合で、かつ、広域(太田市以外にある保育施設)申込みの場合に記入してください。  
 なお、市内と市外の同時申込みはできません。また、利用条件は市区町村により異なるため、必ず保育施設所在の市区町村にご確認後、申込みをしてください。

広域申込み	太田市以外にある保育施設を希望する理由	<input type="checkbox"/> 勤務先が保育施設のある市区町村内にあるため    ⇒ 入園した場合の送迎者 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 父方実家が保育施設のある市区町村内にあるため    ⇒ 入園した場合の送迎者 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父方祖父母 <input type="checkbox"/> 母方実家が保育施設のある市区町村内にあるため    ⇒ 入園した場合の送迎者 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 母方祖父母 <input type="checkbox"/> 現在入所(園)しているため(太田市転入者) <input type="checkbox"/> その他 ⇒ 詳細に記入( _____ )
	保育の希望期間(※広域利用は、利用先市区町村の取扱いとなり、年度ごとの利用期間となる場合があり、教育・保育給付認定期間と一致しない場合があります。)	_____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
	委託先市区町村への転出予定(太田市から転出予定)	予定住所 _____ 予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日予定

提出添付資料 ※本申込書に添付した必要書類を☑してください。

	父	母	
全ての申込者	<input checked="" type="checkbox"/> マイナンバー記入用紙(提出が無い場合は、課税証明の提出が必要となります。)		
※19 保育認定の方	就労	<input checked="" type="checkbox"/> 就労報告書兼証明書	<input checked="" type="checkbox"/> 就労報告書兼証明書
	産産・産休	-	<input type="checkbox"/> 申立書 + <input type="checkbox"/> 母子健康手帳[氏名と分娩予定日明示]
	疾病	<input type="checkbox"/> 診断書(※指定様式)[治療期間明示]	<input type="checkbox"/> 診断書(※指定様式)[治療期間明示]
	障害	<input type="checkbox"/> 手帳[障害等級明示]	<input type="checkbox"/> 手帳[障害等級明示]
	介護	<input type="checkbox"/> 申立書 + <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証[介護を受ける方の]	<input type="checkbox"/> 申立書 + <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証[介護を受ける方の]
	看護	<input type="checkbox"/> 申立書 + <input type="checkbox"/> 診断書[※指定様式][看護を受ける方の]	<input type="checkbox"/> 申立書 + <input type="checkbox"/> 診断書[※指定様式][看護を受ける方の]
	求職活動	い ず れ か <input type="checkbox"/> 求職カード + <input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給者資格証 + <input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 起業を証明する書類 + <input type="checkbox"/> 申立書	い ず れ か <input type="checkbox"/> 求職カード + <input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給者資格証 + <input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 起業を証明する書類 + <input type="checkbox"/> 申立書
	就学	い ず れ か <input type="checkbox"/> 在学証明書[※指定様式] <input type="checkbox"/> 学生証[時間割添付] <input type="checkbox"/> 受講証[時間割添付]	い ず れ か <input type="checkbox"/> 在学証明書[※指定様式] <input type="checkbox"/> 学生証[時間割添付] <input type="checkbox"/> 受講証[時間割添付]
	虐待・DV	<input type="checkbox"/> 公的機関が発行する証明	<input type="checkbox"/> 公的機関が発行する証明
	災害復旧	<input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 申立書	

※20 当の方	父	母	申込児童
	<input type="checkbox"/> 在留カード[両面]	<input type="checkbox"/> 在留カード[両面]	<input type="checkbox"/> 在留カード[両面]
※21 兄弟姉妹が従来型幼稚園又は い者施設等に入所している	<input type="checkbox"/> 保育料多子軽減に伴う在園・在所証明願		

※「障がい者施設等に入所している場合」とは、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合をいいます。

※18 同時に申し込みをするきょうだいの氏名を記入し、入所決定における選考方法の希望にチェックしてください。「c その他」にチェックした場合は、希望するきょうだいの組み合わせを具体的に記入してください。

例えば、「a 同じ保育施設で同時期の入所のみを希望する(それ以外は希望しない。)」を希望した場合、同時に申し込みをしたきょうだいの一部だけ入所決定でき、同じ入園月で同じ保育施設に入所決定できないきょうだいがいるときは、申し込みをしたきょうだい全員の入所決定をしません。なお、同時に申し込みをしたきょうだいの一部だけ入所決定できた枠には別の入園希望者を案内します。

※19 本申込書に添付する書類はP.5「入園申込時の提出書類について(2) 保育の必要性を証明する書類」を参考にしてください。

※20 保護者や申込児童が外国籍の場合は、在留カードの両面の写しを添付してください。なお、保護者の就労制限の有無が「就労不可」で資格外活動許可を取得していない場合は、申し込みの受付ができない場合があります。

※21 保育料多子軽減に伴う在園・在所証明書の提出がない場合は、同時就園における第2子以降の利用者負担額(保育料)の軽減措置が受けられない場合があります。

※以下の確認事項をよくお読みいただきまして、確認欄に全て☑(【】に記載の対象でない場合は、該当する対象外に☑)の上、同意署名欄にご署名をお願いいたします。

No.	項目	対象外	確認欄
1	申込みに必要な書類は必ず提出期限内に提出してください。また、提出書類は返却できませんので、必要な場合はコピーを取ってから提出してください。		<input checked="" type="checkbox"/> 確認
2	利用者負担額(保育料)以外に実費(園服や時間外保育料など)等を徴収していることがあります。詳細は各施設にお問い合わせください。		<input checked="" type="checkbox"/> 確認
3	入所後、状況が変わった(仕事を変えた、退職した、育児休業を取得した等)場合は、速やかに必要な書類(就労報告書兼証明書、申立書等)の提出をお願いします。提出がなかった場合は、退所していただくことがあります。		<input checked="" type="checkbox"/> 確認
4	申込児童のきょうだいに利用者負担額(保育料)の滞納がある場合は、入所選考上不利になる場合があります。 ※既に卒園している児童も含みます。		<input checked="" type="checkbox"/> 確認
5	施設入所月中に1日も登園されない場合でも、利用者負担額(保育料)がかかります。また、利用者負担額(保育料)は1か月単位となっています。その月の1日に在籍していれば、1か月分の利用者負担額(保育料)がかかります。		<input checked="" type="checkbox"/> 確認
6	第1希望のみ、又は第2希望までの記入となっている場合、記入してあるところまでで選考を終了します。また、第1希望から順に選考を行い、選考結果として、第2希望、第3希望となる場合でも、選考途中では市からは連絡はせず、最終決定(内定)した施設についての保育所入所承諾書(保育施設等利用内定通知書)を送付します。なお、第1希望、第2希望までしか記入がなく入園できなかった(利用調整が不調に終わった)場合は、保育施設入所不承諾等通知書を発行します。		<input checked="" type="checkbox"/> 確認
7	第3希望まで記入している場合で第3希望までのいずれの希望保育施設にも入園できないときは、当該選考月において空きのある保育施設を保護者へ紹介します。この紹介施設を保護者が辞退した場合は保育施設入所不承諾等通知書は発行されません。当該選考月において空きのある保育施設が無い場合は、保育施設入所不承諾等通知書を発行します。		<input checked="" type="checkbox"/> 確認
8	必要な書類の提出が確認できない場合又は未申告の場合には、算定が正しくできないため、最高額の利用者負担額(保育料)で決定することがあります。また、年度を超えての遡りは原則できないため、速やかに必要な書類を提出し、又は税申告の上連絡してください。		<input checked="" type="checkbox"/> 確認
9	当該申請(教育・保育給付認定申請書・保育施設等利用申込書)の提出に当たって、マイナンバー記入用紙を提出してください。なお、提出をしない場合は、利用者負担額(保育料)算定のため、別途住民税課税資料等を提出してください。		<input checked="" type="checkbox"/> 確認
10	利用者負担額(保育料)は、児童の父母(保護者)の市町村民税額で決定します。ただし、祖父母等が児童や児童の父母を扶養に取っている場合(非同居も含む。)や、生計中心者が同居の祖父母等の場合は、その方も算定の対象者となります。		<input checked="" type="checkbox"/> 確認
11	第3子以降の利用者負担額(保育料)の免除(減免)については、事前に減免申請が必要です。申請がない場合は、免除の対象となりません。		<input checked="" type="checkbox"/> 確認
12	施設に入所すると、原則、お子様が施設に慣れていただくために短い時間で保育する「ならし保育」があります。ならし保育の期間は、お子様により異なりますが、入園後おおむね2週間程度必要となり、預かり時間が短くなります。		<input checked="" type="checkbox"/> 確認
13	【育児休業明け保育申込みの方へ】 保育所(園)は「ならし保育(2週間程度)」が必要となるため、育休明け日(就労開始日)が、当該月14日以前の場合は育休明けの当月入所または前月入所が可能となります(利用者負担額は入園月からかかります。)。育休明け日(就労開始日)が、当該月15日以降の場合は育休明けの当月入所となります。	<input type="checkbox"/> 対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 確認
14	【就労理由として申込みの方へ】 提出していただいた就労報告書兼証明書の証明内容は、入所時も継続しているものとして選考します。提出書類の内容と事実が異なる場合又は変更が生じたにもかかわらず届出がない場合は、入所決定又は内定を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/> 対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 確認
15	【就労理由として申込みの方へ】 就労報告書兼証明書は必ず勤務先の担当者が記入したものを提出してください。訂正がある場合は、必ず勤務先の印で訂正の上提出してください(修正液、テープ等での修正は行わないでください。)。また、勤務先に電話等で照会をして勤務実態の確認をさせていただくことがあります。なお、証明内容と事実が異なることが判明した場合は、取消しとなる場合があります。	<input type="checkbox"/> 対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 確認
16	【求職活動を理由として申込みの方へ】 求職活動で申込みをされる場合、入所した月の翌々月の20日(土・日・祝日の場合は、その前の平日)までに就労報告書兼証明書が提出されない場合は、翌々月の月末で退所となります。 ※例:4月に求職活動を理由として入所した方・・・6月20日までに就労報告書兼証明書が提出されない場合は6月末で退所となります。また、月64時間以上の就労が必要です。	<input checked="" type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 確認
17	【0歳児の申込みの方へ】 原則、「保護者・申込児童が太田市に居住し、住民登録をしていること。」が申込条件の1つであり、また、児童の健康状態等で集団保育可能か判断が必要があることから、申込み受付は出生後からとなり、出生直後の入所(園)は、生後9週目以降(基本的に首が座ってから)が原則となるため、事前に申込み施設と申請者本人が直接協議の上、申込みをしてください。	<input type="checkbox"/> 対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 確認
18	【ひとり親世帯の方へ】 祖父母等と同居の場合、父又は母の課税の有無及び収入額により生計の中心者として祖父母等の市民税課税額が合算される場合があります。 一上記確認事項No.10要確認のこと	<input checked="" type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 確認
19	【転園で申込みの方へ】 各入園月受付期間終了後の転園申込みに係る教育・保育給付認定申請書・保育施設等利用申込書の取下げはできません。転園先が決定した場合、入所中の施設には通えなくなります。	<input checked="" type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 確認
20	【広域委託(他市区町村の保育施設)申込みの方へ】 広域利用は、利用先市区町村の取扱いとなり、年度ごとの利用期間となる場合があるため、毎年再提出が必要となる場合があります。	<input checked="" type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 確認

※23 内容を確認し、全て同意します。

○ 年 ○ 月 ○ 日 申請者同意署名 太田 花子

※22 No. 13~No. 16については、保護者いずれかの保育を要する理由が該当する場合は確認してください。

※23 内容をご確認の上、同意された日の記入と自署にて署名をお願いいたします。



## 入園日・退園日について

特定保育施設等の入園は毎月1日、退園は月末となります。原則、月の途中の入退園はできません。

## 0歳児クラスの受入開始日齢・月齢

0歳児クラスは、入園日（毎月1日）に申込可能な日齢・月齢に達している児童が対象になります。受入可能日齢・月齢は保育施設ごとに異なりますので、見学に行ったときに必ずご確認ください、受入可能な保育施設に申し込みしてください。また、0歳児クラスは保育施設により預かり時間が開所時間より短い場合があります。

## 入園の決定について

提出書類の審査後、保育の実施指数の高い児童から順次入園決定します。従って、定員等の理由や児童の保育の必要性の状況によっては入園できない場合があります。

なお、太田市への転入予定として申し込みされた方には、下記送付時期に結果を送付しますが正式な認定は転入後に行います。当初申込は申込年度の3月31日までの転入、随時申込は入園月の前月末日までの転入が確認できないと入園が内定している場合、内定取り消しとなります。

### 【選考結果送付時期】

- ・当初申込者・・・第1次募集12月中旬頃  
第2次募集3月中
- ・随時申込者・・・申込月下旬頃
- ・市外保育施設等申込者・・・随時申込では申込月下旬頃  
当初申込では3月中

## 入園決定辞退について

入園決定後に辞退をする場合は、速やかに「入園辞退届」をこども課へ提出してください。未提出の場合、通園がなくても利用者負担額（保育料）等の納付義務が生じます。ただし、入園決定前の申込辞退は電話連絡で可能です。

なお、転園決定者の辞退については、元の園には戻れません。改めて利用申込して頂くこととなりますのでご注意ください。

また、入園時と選考時で保護者どちらかの保育の必要性が変更となる場合（下記参照）は、辞退の手続きが必要となることがありますので必ずこども課にご相談ください。

（例）・育児休業の取得期間を延長または短縮する。

- ・保護者のどちらかまたは両方が申し込み時にしていた仕事を辞める。
- ・妊娠が発覚した等で仕事復帰しないこととした。

## 広域（管外）保育について

太田市に住民登録している方で保育の要件を満たし、次の1から4までの特別な事情（市町村により条件が異なります）のいずれかがある方は、広域入所を行っている他市町村の特定保育施設等（入園枠のある場合に限る）に太田市を通して申し込みすることができます。また、他市町村の認定こども園等に1号（教育給付認定）で通園されていて、2・3号（保育給付認定）に変更したいときにも、太田市を通して広域（管外）協議が必要になります。

申し込みを希望される方は、必ず①申込締切日（市町村によって締切日が異なります）と②必要書類を確認したうえで申し込んでください。なお、その市町村へ転出する予定があるときは、その旨を必ずお伝えください。

また、太田市外に住民登録がある方で、太田市の特定保育施設等に入園を希望される場合は、住民登録のある市町村にご相談ください。住民登録のある市町村を通しての申し込みとなります。

- 1 保護者の勤務先が保育を希望する市町村にあり、その市町村内の特定保育施設等での保育が適当と認められる場合
- 2 児童の祖父母が保育を希望する市町村に居住し、その市町村内の特定保育施設等での保育が適当と認められる場合  
※ 祖父母居住を理由とした広域入所を認めていない市町村がありますのでご注意ください。
- 3 保護者の勤務の都合上、太田市内の保育施設では送迎が困難であり、太田市外の市町村内の特定保育施設等での保育が必要と認められる場合  
※ 通勤途上を理由とした広域入所を認めていない市町村がありますのでご注意ください。
- 4 その他、受託市町村内の特定保育施設等での実施が必要と認められる場合  
※ 里帰り出産などの広域入所を認めていない市町村がありますのでご注意ください。



## 第2章 入園決定後の手続き

### 利用者負担額（保育料）や副食費の徴収有無について

利用者負担額（保育料）や副食費の徴収有無は、児童の父母（祖父母等も合算する場合あり）の市町村民税額により決定します。

利用者負担額（保育料）の月額については、P.17「太田市の利用者負担額（保育料）について」を確認してください。

令和5年度4月から8月まで・・・「令和4年度市町村民税額（令和3年中の収入）」

令和5年度9月から3月まで・・・「令和5年度市町村民税額（令和4年中の収入）」

### 【利用者負担額（保育料）や副食費の徴収有無の算定における注意事項】

- ・必要な書類の提出が確認できない場合や未申告の場合には、利用者負担額（保育料）や副食費の徴収有無について正しく算定できないため、利用者負担額（保育料）や副食費は最高額や徴収になります。
- ・年度を超えての遡りはできません。
- ・令和4年1月1日に太田市に住民登録がない方の内、海外におられた方については、令和3年中の海外及び日本での総収入が分かる書類の提出が必要です。（※外国語で記載のあるものは日本語訳を添付してください。）
- ・令和5年1月1日に太田市に住民登録がない方の内、海外におられた方については、令和4年中の海外及び日本での総収入が分かる書類の提出が必要です。（※外国語で記載のあるものは日本語訳を添付してください。）
- ・太田市に住民登録がある方で令和3年と令和4年中に海外収入がある方は、海外での総収入が分かる書類の提出が必要です。（※外国語で記載のあるものは日本語訳を添付してください。）
- ・基準日に太田市に住民登録がある方で太田市で税額が確認できないときは、所得・課税証明書等の提出を求めることがあります。
- ・下記①～③に該当する場合は、祖父母等の市町村民税額を家計の主宰者として合算し、利用者負担額（保育料）や副食費の徴収有無を決定するため、祖父母等のマイナンバーや所得・課税証明書等の提出を求めることがあります。
  - ① 父母や児童を祖父母等（直系の尊属）が市町村民税や健康保険等の被扶養者としている場合、かつ市町村民税非課税の場合
  - ② ひとり親世帯で祖父母等と同居しているとき、母又は父の収入が次の基準以下かつ市町村民税非課税の場合
    - 子どもが1人の場合・・・110万円以下
    - 子どもが2人以上の場合・・・130万円以下
  - ③ 父母世帯で祖父母等と同居しているとき、父母の収入合計が次の基準以下かつ市町村民税非課税の場合
    - 子どもが1人の場合・・・160万円以下
    - 子どもが2人の場合・・・180万円以下
- ・市町村民税額や世帯構成等が変わった場合は、利用者負担額（保育料）や副食費の徴収有無が変更になることがありますので、早急に申し出てください。（P.14「次の場合は申込中・入園中を問わず必ず届出を！」参照）

### 第3子以降子どもの利用者負担額（保育料）免除（減免）について ※対象者は入園決定後に届出

※毎年申請が必要です。申請がない場合は、免除の対象となりません。

※ただし、年少以上の教育・保育給付認定児童は第3子以降の利用者負担額（保育料）免除の申請は不要です。

※年度当初（4月1日現在）3歳未満の児童のうち、教育給付認定児童は申請不要で、保育給付認定児童は申請が必要

要です。

年度当初1号及び2号認定児童（年少以上） ⇒ 幼児教育・保育無償化により申請は不要です。

「対象要件」

- ① 婚姻していない子どもを3人以上養育していること。
- ② 親子の住所が太田市にあること。
- ③ 市税等（市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、保育園・幼稚園利用者負担額（保育料））に滞納がないこと。

### 給食費の助成について

### 【入園決定後に申請が必要です】

- 1) 支援内容 私立幼稚園、認可保育園、認定こども園に通う子どもの給食費を助成します。
- 2) 助成金額 月額4,400円を上限として、OTACOのcoinを支給します。
- 3) 対象児童 1号認定、もしくは年少以上の2号認定
- 4) 受給要件 親子の住所が太田市にあること
- 5) 申請方法 対象者へは通知が届きます。通知内容を確認し、申請してください。

## 利用者負担額（保育料）の納入方法について

### 【認定こども園・幼稚園・市外公立保育園・小規模保育事業施設に通園中の方】

利用する施設の指定する方法で施設にお支払いください。

### 【市内保育園・市外私立保育園に通園中の方】

口座振替又は納付書による現金納付となります。納入方法は次のとおりです。

期限内に必ず納めてください。納期日までの入金を確認できない場合は、翌月中旬以降に督促状が送付されます。  
定められた納期限に納付されない方に対しては延滞金が発生します。

#### （１）納入方法

##### ① 現金納付

月末までに下記納付取扱い場所にて納付をお願いします。

##### 【納付取扱い場所】

○市内の保育園に通園している方 ※納入通知書は、毎月、保育園を通して配布します。

太田市指定金融機関、太田市役所こども課、市内各保育園（集金袋等により徴収している園に限る）

○市外の私立保育園に通園している方 ※納入通知書は、毎月、保護者へ直接郵送します。

太田市指定金融機関、太田市役所こども課（市外の保育園での納付はできません。）

**現金納付取扱い金融機関**（下記金融機関のうち、群馬銀行は本支店、その他の金融機関は太田市内の本支店・本支所）

群馬銀行	足利銀行	東和銀行
しのめ信用金庫	アイオー信用金庫	栃木銀行
中央労働金庫	ぐんまみらい信用組合	あかぎ信用組合
桐生信用金庫	太田市農業協同組合	新田みどり農業協同組合
足利小山信用金庫		

※ゆうちょ銀行及び三井住友銀行は、現金納付の取り扱いはありません。

##### ② 口座振替 **おすすめ！！**

毎月２６日（土日、祝日の場合は翌営業日）に指定口座より引き落としします。

なお、振替不能の場合は、再振替を行いません。翌月中旬以降に郵送される督促状に同封される納付書で、太田市指定金融機関または太田市役所こども課にて納付してください。

**口座振替取扱い金融機関**（下記の金融機関の本支店・本支所）

群馬銀行	足利銀行	東和銀行
三井住友銀行	アイオー信用金庫	栃木銀行
しのめ信用金庫	ぐんまみらい信用組合	あかぎ信用組合
中央労働金庫	太田市農業協同組合	新田みどり農業協同組合
桐生信用金庫	足利小山信用金庫	ゆうちょ銀行

#### （２）納入方法を口座振替にする場合

こども課にある「保育料口座振替依頼書」により、引き落としを開始したい月の２ヵ月前の月末までに、「保育料口座振替依頼書」裏面に記載されている太田市指定金融機関窓口にご提出ください。

なお、引き落とし開始日より入園月が前の場合、口座振替の手続が既にお済みでも、重複納付を避けるため、引き落とし開始月の前月までは現金での納付となります。

## 保育の実施の解除について

次のような場合には、保育の実施を解除し保育施設を退所していただきます。退所月の２０日までに退所の手続きをしてください。

- ① 保育の実施要件を満たさなくなった場合
- ② 保育の実施期間が終了した場合
- ③ 入園後、集団生活に支障をきたした場合
- ④ 虚偽の申請の事実が判明した場合
- ⑤ 無断で保育施設を長期欠席した場合（概ね１ヶ月以上の無断欠席）
- ⑥ 太田市外へ転出した場合（転出日の月末までは保育の実施可能。１日が転出日の場合は前月末まで。）
- ⑦ 在留資格を喪失した場合

### 第3章 変更の手続き

次の場合は申込中・入園中を問わず必ず届出を！

#### 【保育の有無や保育事由等の変更】

保育の有無の変更（1号認定と2号認定の利用変更）、認定事由、時間区分、認定期間の変更は下記のとおり申請してください。

- ・提出期限・・・毎月20日（20日が土日・祝日の場合は直前の平日）※急な変更申請がある場合は要相談
- ・提出書類・・・教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書および変更後の内容が確認できる書類（P.5「入園申込時の提出書類について（2）保育の必要性を証明する書類」を参照）
- ・提出先・・・太田市役所本庁舎3階こども課 または 市内特定保育施設等通園中の方は通園する施設
- ・変更日・・・原則、申請受付月の翌月の1日から

※育児休業取得時に既に保育施設を利用している児童がいて継続利用が必要な場合は、原則、育児・介護休業法に基づく育児休業取得期間中は在園中の保育施設を継続して利用できます。育児休業取得期間が1年以上も場合により継続可能ですので事前にご相談ください。

#### 【利用者負担額（保育料）や副食費の徴収有無の変更】

下記表の変更理由に該当する場合は、利用者負担額（保育料）や副食費の徴収有無が変更となることがありますので届出てください。

- ・提出期限・・・変更事由発生後速やかに
- ・提出書類・・・教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書および下記表記載の添付書類
- ・提出先・・・太田市役所本庁舎3階こども課 または 市内特定保育施設等通園中の方は通園する施設
- ・変更日・・・原則、事由発生日の翌月の1日から。ただし、市町村民税額の変更は年度内に限り遡って算定し直します。

変更理由	添付書類
申告により市町村民税額が変わるため	・変更後の税額が確認できる書類 （添付書類がない場合、税額の確認に時間がかかることがあります。）
婚姻したため	・婚姻相手の保育の必要性を証明する書類（保育認定の場合） ・婚姻相手のマイナンバーを記載したマイナンバー記入用紙
離婚したため	・太田市外で届け出た場合は、離婚日が確認できる戸籍謄本等
児童の祖父母と同居したため	・同居した祖父母のマイナンバーを記載したマイナンバー記入用紙 （市外から転入してきた場合）
母子父子認定を受けたため	・福祉医療費受給資格者証、児童扶養手当証書のいずれか写し
同居者が障がい者認定を受けたため	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか写し
生活保護の受給が開始されたため	・生活保護受給者証

※上記以外の理由で世帯の状況等に変更が生じた場合も、必ずこども課にご相談ください。

#### 【その他の届出】

手続き理由	提出書類	提出期限等	備考
保育園の入園を辞退する （入園前）	入園辞退届	入園する月の10日前まで	期限までに届出がない場合は、利用者負担額（保育料）や副食費の支払義務が発生
通園中の保育園を退園する （入園後）	退所（園）届	退園する月の20日まで 緊急に退園する場合は月末	
市外に転出する		転出届提出時まで	太田市での保育の実施を解除
電話番号が変わる	認定変更届出書	変更後速やかに	
就学前兄弟が障がい者施設等に入園する	保育料多子軽減に伴う在園・在所証明書	入園後速やかに	同時就園開始月から変更
認定内容は変わらないが就労先等が変わる	就労証明書	変更後速やかに	

## 第4章 その他の保育サービス（内容や料金は変更される場合があります）

### 一時預かり事業（一般型）について

★無償化の対象となる場合あり

普段は家庭で保育できる児童について、①パート等で週2～3日間保育が必要になった、②保護者や親戚の病気の看護で急に保育が必要になった、③少し育児のことを忘れてリフレッシュしたいなどといったときに、週3日程度、または、月14日程度を限度に保育施設を利用できる制度です。

※実施保育施設により利用者多数のため緊急時の預かりを利用できない場合あり

### 【一時預かり事業（一般型）を実施している保育施設】

施設名	住所	電話番号	施設名	住所	電話番号
浜町保育園	浜町 25-4	45-2809	しらかば保育園	新道町 52	31-2457
飯田保育園	飯田町 904	45-8223	毛里田こども園	矢田堀町 388-3	37-1138
太田杉の子保育園	高林北町 2097-1	38-0371	育実こども園	富若町 530-1	25-1570
菰川こども園	台之郷町 845	48-1338	おじま第一保育園	亀岡町 240-1	52-0519
熊野保育園	熊野町 23-21	22-6015	Little Village 世良田の杜	世良田町 3119-7	52-1035
とりやまこども園	鳥山中町 1074-5	25-4079	生品保育園	新田市野井町 135-3	57-0113
強戸こども園	寺井町 695-5	57-6423	わたうちこども園	新田上江田町 767-1	56-7901
藪塚本町保育園	藪塚町 1578	0277-78-4226	なかはらこども園	藪塚町 2158-5	0277-78-4748

【対象年齢】（0歳児の生後受入開始月が異なる場合あり。保育時間等詳細は実施保育施設にお問い合わせください）

保育料：3歳未満児 日額2,500円（完全給食）（市外の方 日額3,500円）  
 ：3歳以上児 日額1,800円（副食給食）（市外の方 日額2,800円）

【利用申込み】（※事前の確認が必要となります。余裕をもってお申し込みください）

各実施保育施設にお問い合わせのうえ直接希望先に申し込みください。

### 休日保育について

対象者は、1ページに掲載されている保育施設に入園中の保育給付認定児童です。

日曜、祝日に保護者のいずれかが仕事の都合など、家庭で保育ができないときに利用できる制度です。

### 【休日保育実施保育施設】

施設名	住所	電話番号	施設名	住所	電話番号
とりやまこども園	鳥山中町 1074-5	25-4079	こばと保育園	台之郷町 1694	25-8130
Little Village 世良田の杜	世良田町 3119-7	52-1035			

【保育内容について】 対象年齢等詳細については、各実施保育施設にお問い合わせください。

保育時間：午前8時～午後5時

【利用申込み】（※利用者多数の場合は、利用できないことがあります。）

各実施保育施設にお問い合わせのうえ「休日保育申込書」に「休日就労証明書」を添えて、直接希望先に申し込みください。申し込み用紙は各実施保育施設にあります。

### 病後児保育について

★無償化の対象となる場合があります

お子さんが病気回復期になったが、仕事に出なければならない等の理由により、家庭で児童を保育できないときに利用できます。なお、病気回復期等とは、病気が回復期または、当面の病状の急変が認められないときをいいます。（保育園、幼稚園及び託児所等在園のお子さん、在宅のお子さんも利用できます。）

【利用時間等について】

月曜日から土曜日（木曜日要相談のこと） 午前8時から午後6時（日曜祝日、年末年始は休業）

【利用料について】 【後日、利用料納付書が送付されます。送付後お早めに納付して下さい。】

1日2,000円（市外の方は、1日3,000円）

【利用申込み・お問い合わせ先】※小児科外来診療時間外での申込みは、原則的に申込み確定となりませんのでご注意ください。

本島総合病院内「キッズケア」（病後児保育実施施設）電話番号 0276-22-7154



◆企業主導型保育施設（地域枠）

「企業主導型保育施設」は原則的には企業の保育施設ですが、地域枠に一般の人も利用できます。  
 保育内容、利用申し込みや保育料の無償化申請は、直接施設にお申し込み・お問い合わせください。

施設名	住所	電話番号	備考
ささら子保育園	新田赤堀町 127	55-4333	定員 60 名（うち地域枠 30 名）
愛信保育園	下田島町 1034-1	57-8432	定員 66 名（うち地域枠 33 名）
ぐっぴー保育園	下小林町 677	45-7365	定員 18 名（うち地域枠 9 名）
いずみの森	東今泉町 797-1	55-3831	定員 12 名（うち地域枠 6 名）

太田市ファミリー・サポート・センターについて

★無償化の対象となる場合あり

太田市ファミリー・サポート・センターは、子育て中の保護者を支援するため、育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と援助を行いたい人（子育て支援の講習を受けた「まかせて会員」）が会員となり、ファミリー・サポート・センターを通じて、育児の助け合いを行う制度です。

なお、ご利用には会員登録が必要です。市内在住者のご利用金額は下記のとおりですが、1回のサービスに援助外出費 300 円～500 円がかかることがあります。

ひとり親の方は、児童扶養手当証書、または福祉医療費補助受給資格者証（ピンクのカード）等で確認をさせていただきます。

深夜利用時には、追加料金がかかります。

○通常預かり

	時間区分	料金	ひとり親の料金 (月 30 時間まで)
平日	8:00～18:00	1時間 500 円	1時間 200 円
	上記以外	1時間 600 円～	1時間 300 円～
土日祝日	8:00～18:00	1時間 600 円	1時間 300 円
年末年始	上記以外	1時間 700 円～	1時間 400 円～

○病児（診断がつく前）・病後児（診断後）・緊急預かり

	時間区分	料金	ひとり親の料金 (月 20 時間まで)
平日	病児	1時間 1,100 円	1時間 700 円
	病後児	1時間 800 円	1時間 450 円
土日祝日	病児	1時間 1,400 円	1時間 1,000 円
年末年始	病後児	1時間 1,100 円	1時間 750 円

※ひとり親の料金は小学 6 年生まで、中学生以上は通常の料金と同じになります。

ママヘルプ事業

母子手帳交付の日から産後 1 年未満のお子さんのいる家庭で家事・育児を支援する事業です。  
 （1日 2 時間まで、30 回の利用が限度）

なお、初回は無料となります。

（市外への外出は交通費 200 円が別途かかります）

○ママヘルプ事業

	時間区分	料金
平日	8:00～18:00	1時間 500 円
土日祝日	8:00～18:00	1時間 600 円



**育児の援助をお願いする人、援助を行う人、それぞれが「ファミサポ」への登録が必要です。**  
**詳細は、「太田市ファミリー・サポート・センターHP」または下記連絡先まで！**

【詳細の問い合わせ・お申し込み先】太田市ファミリー・サポート・センター（旧太田東小放課後児童クラブ跡地）  
 受付時間 月～金 8:30～17:15（土日祝日休み） 電話 0276-55-3361

★認可外保育施設・一時預かり事業の無償化について★

○認可外保育施設、一時預かり事業利用者の無償化の対象者は、主として、保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない児童が対象で、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

（注 1）認可外保育施設は、認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が無償化の対象となります。

（注 2）一時預かり事業（一般型）とは、主として、保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない児童で、一時的に家庭での保育が困難となった児童について、主として昼間において保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業（いわゆる一時保育事業）です。

（注 3）「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

○3 歳児クラスから 5 歳児クラスまでの子どもたちは、月額 37,000 円まで、

0 歳児クラスから 2 歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額 42,000 円までの利用料が無償化の対象となります。

（注）所定の請求書に必要な事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、お住まいの市区町村に申請することが必要です。

○都道府県等に届出をした認可外保育施設（一般的な認可外保育施設や、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等）に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

※1号(教育)認定を受けて通っている方と3歳児以上で2号(保育)認定を受けて通っている方は利用者負担額(保育料)は無償で0円となります。

太田市利用者負担額(保育料)表

単位:円

在籍児童の属する世帯の階層区分				利用者負担額(3号は主食・副食費を含む)					副食費(おかず代)	
階層	階層	区分	多子(きょうだい)カウント	2023(令和5)年4月1日において					1号	2号(3歳児以上)
				第1子(注3) 3号(3歳未満)		第2子(注3) 3号(3歳未満)		第3子(注3) 3号(3歳未満)	教育	保育
1号	2・3号			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準・短時間	標準時間	標準・短時間
1	1	生活保護世帯等(注1)	年齢制限無し	0	0	0	0	0	国免除	国免除
2	2	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0		
3	3	市町村民税均等割のみ課税世帯	年齢制限無し	6,600	6,500	3,300	3,250	0	国免除	国免除
		要保護世帯等(注2)		2,200	2,200	0	0	0		
4	4	48,600円未満	年齢制限無し	7,900	7,800	3,950	3,900	0	国免除	国免除
		要保護世帯等(注2)		2,200	2,200	0	0	0		
5	5	48,600円	年齢制限無し	11,200	11,000	5,600	5,500	0	国免除	国免除
		48,601円以上 54,000円未満		2,200	2,200	0	0	0		
6	6	54,000円以上 56,000円以下	年齢制限無し	13,300	13,100	6,650	6,550	0	国免除	国免除
		56,001円以上 57,700円未満		2,200	2,200	0	0	0		
7	7	57,701円以上 58,000円未満	年齢制限無し	14,600	14,400	7,300	7,200	★	徴収	徴収
		要保護世帯等(注2)		2,200	2,200	0	0	0		
8	8	58,000円以上 64,000円未満	年齢制限無し	15,600	15,300	7,800	7,650	★	徴収	徴収
		要保護世帯等(注2)		2,200	2,200	0	0	0		
9	9	64,000円以上 68,000円未満	年齢制限無し	17,200	16,900	8,600	8,450	★	徴収	徴収
		要保護世帯等(注2)		2,200	2,200	0	0	0		
10	10	68,000円以上 74,000円未満	年齢制限無し	17,500	17,200	8,750	8,600	★	徴収	徴収
		要保護世帯等(注2)		2,200	2,200	0	0	0		
11	11	74,000円以上 77,101円未満	年齢制限あり	17,500	17,200	8,750	8,600	★同時就園の場合のみ無償(注3)	徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)
		77,101円以上 78,000円未満		17,800	17,500	8,900	8,750			
12	12	78,000円以上 84,000円未満	年齢制限あり	18,000	17,700	9,000	8,850	★同時就園の場合のみ無償(注3)	徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)
		84,000円以上 89,000円未満		18,500	18,200	9,250	9,100			
13	13	89,000円以上 97,000円未満	年齢制限あり	18,800	18,500	9,400	9,250	★同時就園の場合のみ無償(注3)	徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)
		97,000円以上 102,000円未満		22,000	21,600	11,000	10,800			
14	14	102,000円以上 109,000円未満	年齢制限あり	24,000	23,600	12,000	11,800	★同時就園の場合のみ無償(注3)	徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)
		109,000円以上 115,000円未満		27,000	26,500	13,500	13,250			
15	15	115,000円以上 133,000円未満	年齢制限あり	28,000	27,500	14,000	13,750	★同時就園の場合のみ無償(注3)	徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)
		133,000円以上 151,000円未満		28,500	28,000	14,250	14,000			
16	16	151,000円以上 169,000円未満	年齢制限あり	32,000	31,500	16,000	15,750	★同時就園の場合のみ無償(注3)	徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)
		169,000円以上 190,000円未満		35,000	34,400	17,500	17,200			
17	17	190,000円以上 211,200円以下	年齢制限あり	37,000	36,400	18,500	18,200	★同時就園の場合のみ無償(注3)	徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)
		211,201円以上 235,000円未満		40,000	39,300	20,000	19,650			
18	18	235,000円以上 301,000円未満	年齢制限あり	45,000	44,200	22,500	22,100	★同時就園の場合のみ無償(注3)	徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)
		301,000円以上 397,000円未満								
19	19	397,000円以上	年齢制限あり							

(注1) 生活保護世帯等とは、生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯です。また、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行うもの及び第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者についても生活保護世帯等に含みます。

(注2) 要保護世帯等とは、ひとり親世帯(医療母子父子認定、児童扶養手当受給者)や世帯員に障害者手帳(療育手帳等)を持つ世帯のことで、

(注3) 利用者負担額(保育料)について、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、企業主導型保育施設児童発達支援、医療型児童発達支援、特定地域型保育事業に同時就園している場合は、2人目児童の利用者負担額を半額(表の第2子を参照)、3人目以降の児童の利用者負担額を無料(表の第3子を参照)としています。つまり保育園等を利用する最年長の児童が第1子カウントとなります。

- 利用者負担額は保護者の市町村民税額(税額控除前の所得割額)を基に算定します。市町村民税が未申告の場合は最高階層(第24階層もしくは第8階層)として算定します。
- 3号認定が満3歳になり2号認定を改めて受けた場合、年度中(2歳児クラスの間)の利用者負担額(保育料)は3号認定のままであり、翌年度の利用者負担額(保育料)から2号認定の無料となります。
- 1号及び2号認定の主食費・副食費については、利用者負担額に含まれていません。施設が定める費用を支払う必要があります。
- 利用者負担額(保育料)、主食費・副食費の他に、施設が定める必要経費(教材費、送迎費ほか)の徴収がされる場合があります。詳細は直接施設にお問合せください。
- 副食費については、国の制度として、①1号認定で市民税所得割額が77,101円未満の世帯、②2号認定で市民税所得割額が57,700円未満の世帯、③2号認定で要保護世帯(注2)の場合は77,101円未満の世帯、④1号認定および2号認定で同時就園の第3子以降の場合の、①から④いずれかに当てはまる場合は副食費(おかず代)が免除になります。公立幼稚園については太田市立幼稚園給食費徴収規則をご覧ください。

同時就園の第3子とは、1号認定は世帯の生計を一にする小学3年生までの児童を上から順に数えて3番目、2号認定は世帯の生計を一にする就学前で保育施設等を利用している児童を、上から順に数えて3番目となります。

※この証明は就学前のきょうだいが障がい者施設等に入園している場合にのみ必要なものです。  
 ※証明内容等について証明者に確認することがあります。また、在園在所期間の訂正・加筆等には、証明者の訂正印が必要です。  
 訂正印がない場合は、証明が無効になることがあります。

利用中・申込中の児童名	生年月日	利用中・申込中（第1希望）の施設名	認定証番号
	年 月 日		

保育料多子軽減に伴う在園・在所証明書（太田市保育施設申込用）

年 月 日

住 所 太田市

保護者氏名 ㊟

貴施設に児童が在所していることの証明を、下記のとおりお願いいたします。

記

施設名			
児童名		生年月日	年 月 日
在所（予定）期間	年 月 日 ~		年 月 日

※小学校就学前において、在所（予定）期間を記載してください。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

年 月 日

住 所

施設名

施設長名 ㊟

電話番号 ( )

----- キ リ ト リ -----

※この委任状は、保護者以外の代理人が申請する場合に必要になります。下記内容は委任者がすべて記入し必ず押印してください。  
 ※窓口で代理人のご本人確認をさせていただきますので代理人の本人確認書類（運転免許証等）をご持参ください。

利用中・申込中の児童名	生年月日	利用中・申込中（第1希望）の施設名	認定証番号
	年 月 日		

委 任 状

（宛先）太田市長

年 月 日

私（委任者）は、下記の委任事項について代理人に委任します。

（委任事項） \_\_\_\_\_

（委任者） 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

（代理人） 住 所 \_\_\_\_\_









氏 名 \_\_\_\_\_

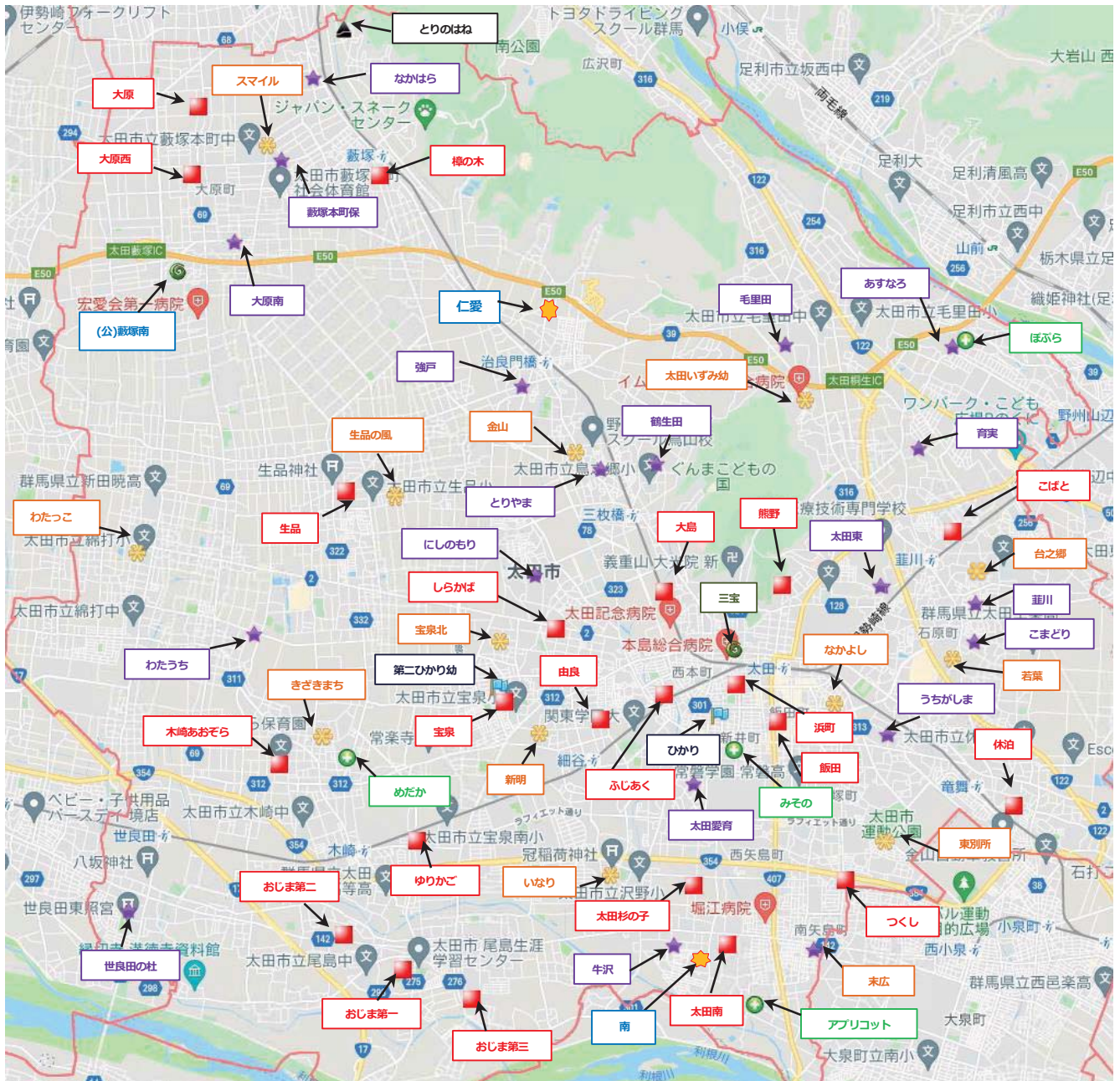




# 太田市保育所・認定こども園・幼稚園

MAP (R4.4.1 現在)

	保育所	※市こども課申込み
	幼保連携型認定こども園	※市こども課申込み
	幼保連携型認定こども園	※施設直接申込み
	幼稚園型認定こども園	※施設直接申込み
	幼稚園（施設型給付）	※施設直接申込み
	幼稚園（私学助成）	※施設直接申込み
	地方裁量型認定こども園	※施設直接申込み
	小規模保育事業施設	※施設直接申込み



- ※ 児童に歩行や言語などの発言の遅れ、疾病、アレルギー等があると思われる場合は、集団保育の可否について保育施設と面談・相談後に承諾を得たうえで記入してください。
- ※ お子さんが集団生活を過ごすには慣れる時間が必要なため、入所当初の一定期間（2週間程度）は保育時間が短くなる慣らし保育が必要になります。期間については直接保育施設にお問い合わせください。
- ※ 施設の見学は、各施設で受け付けております。各施設へ連絡のうえ見学してください。